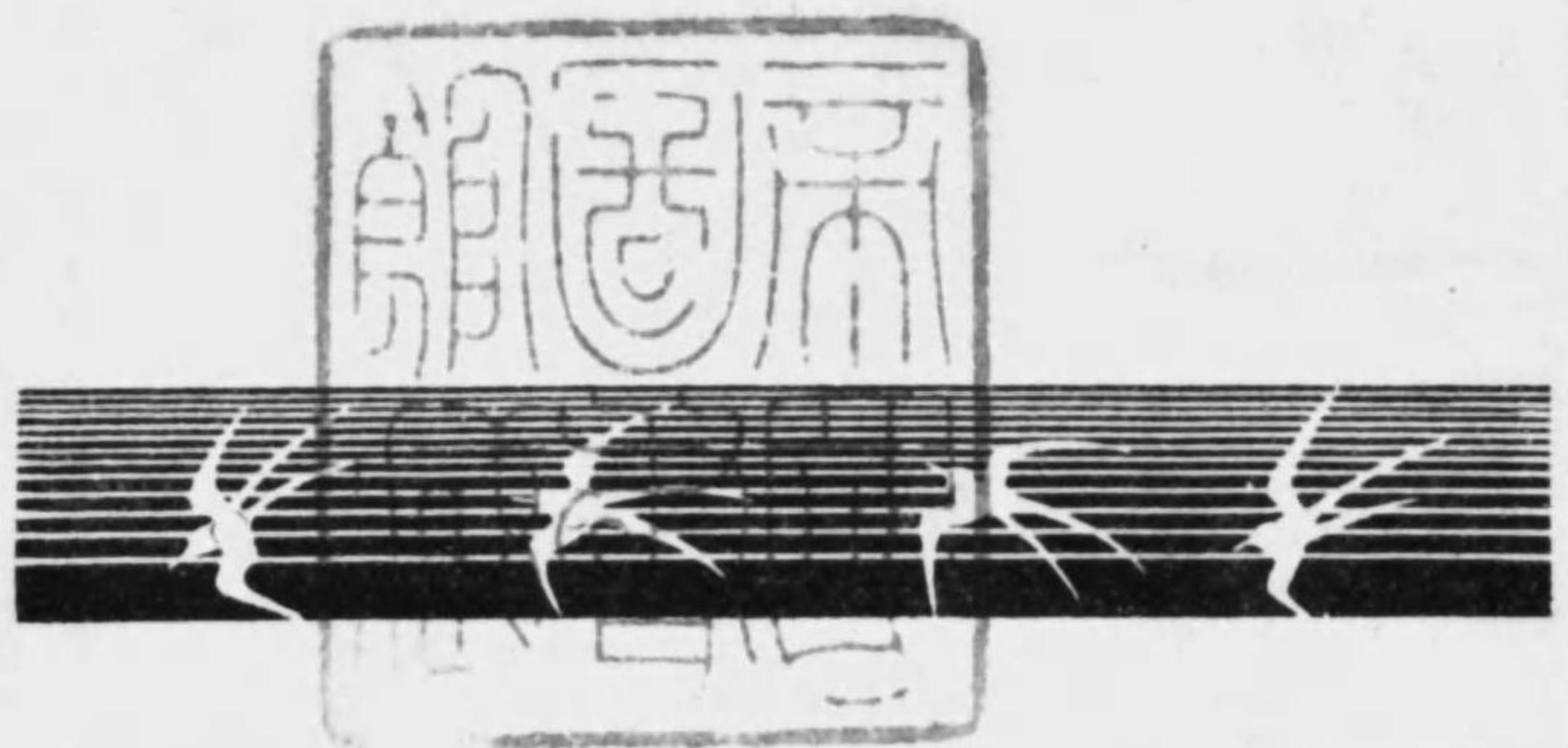


始



特253  
68



目 次

母子を護る法律

長崎縣  
社會課長

荻野憲祐

母子保護法の説明

社會局

(八)

母子保護法並關係命令





## 母と子を護る法律

長崎縣社會課長

荻野憲祐

(本稿は一月十七日J、O、A、G、より放送のものである)

支那事變が勃發致しましてから、早くも七ヶ月を経過し、此の間皇軍の威力は實に目覺ましく、敵の首都南京も既に陥落致しましたが、頑迷なる蒋介石は未だに反省の色なく、寧ろ狂氣じみたる長期抗戦を豪語致して居る有様であります。更に最近英蘇等、彼を支援致しつゝあります。此等の國々は愈々露骨に其の全貌を現し、更に某國の策動等、國際關係は愈々緊迫の度を加へつゝあるのであります。今後の長期戦に對しては、舉國一致、愈々眞剣なる努力を拂はねばならぬ秋が來たのであります。

戦争繼續の爲には素よりであります。更に廣く國力を培養し、非常時國家永遠の計を考へねばならぬのであります。然して此等國力の培養の中に於ても、人的要素の擴充殊に第二の日本を構成すべき今日の小國民に對して深い考慮を拂ひ其の健全なる發育を期する云ふことは、洵に緊切なるここ、申さねばならぬのであります「子は寶」と申しますが、立派なる子供は單に家の寶のみではありません。實に國の寶となるものであります。殊に今日の如き非常時國家に於ては單に我が子を家の寶として育てるのみならず、寧ろ御國の爲に立派にお役に立つ様に育てねばならぬと云ふ覺悟がなければならぬのであります。一國の將來は其の時代の子供を觀てトする事が出来ると申されますが曾て獨逸に於ては歐洲戰爭

の後、疲弊に疲弊を重ね、其の児童の如き充分なる食料もなく栄養不良に陥り、意氣消沈して勉學の熱もなく遊ぶことさえも出來ぬ有様であったのであります。但し獨逸の識者はこれでは獨逸は復興は愚か、此等の児童に依つて組織せらるべき第二の獨逸は滅亡するより外はないだらうと悲觀せられたのであります。茲に鑑みました獨逸政府はあらゆるものゝ缺乏の中にあつても、児童の保護のみには全力を注ぎまして、特に一九二二年に制定せられました児童保護法の如きは、あらゆる獨逸の児童は、精神的にも肉體的にも國家より養育を受くる権利を有すと規定されまして此の種法律に於ては、曾て世界の何處の國にも、見ることの出來なかつた所の劃期的な立法が制定せられたのであります。敗戦後の獨逸は或は法律に於て、或は各種の國家制度、或は社會施設に於きまして児童保護に對して全力を注いだのですが、其の時代の児童が今日成長致しまして獨逸の中堅國民をなしつゝあるのであります。特に一昨年から始められた國家労働奉仕制度の如きは、十八歳から廿五歳に至る獨逸青年は必ず六ヶ月間は國家に對し労力の奉仕を致しまして或は荒廢地を開墾して資源を開發し、或は道路に鐵道にあらゆる労働を捧げ、一本のシャベルミ一本のスコップを以て平和の戰士を自認して黙々として奉仕に努めつゝあるのであります。而して獨逸國民に此の精神が續く以上如何に資源が枯渇しても獨逸は決して亡びるものでないと信じ更に歐洲各國よりは若し獨逸民族が將來八千萬に達したときは實に世界の驚異となるものと恐れられて居るのであります。獨逸が僅か十數年にして、疲弊困憊の極より復活致しましたのも實に之は敗戦後に於ける、瘦せ衰へたる児童に對して全力を擧げて之が保護教育を爲したるが爲であります。今日世界の新興國と云はれます國々は將來の中堅國民、即ち現在の児童に對してはあらゆる國家的社會的力を致しつゝあるのであります。伊太利に於けるファツシヨ少年の養成の如き其の著るしき實例であります。我國に於きましては獨逸児童保護法の如き一般の児童に對する保護の法規は未だ制定されては居ないのであります。即ち十六歳未満の勞働児童に對しましては工場法、鑛業法に於ては就業時間の制限、或手が下されて居るのであります。即ち十六歳未満の勞働児童に對しましては工場法、鑛業法に於ては就業時間の制限、或是休日の制限を設け更に深夜業を禁じて居ります外、女子對にしましても同様なる就業時間の制限と休日の制を設けて居

ります外に特に母性を保護致しますする意味に於て産前、産後、若は生兒哺育中の女子に對する就業の制限、或は禁止、殊に一歳未満の生兒を哺育する女子に對しては就業時間中に一日二回各三十分以内の授乳其他哺育の時間を與へて居るのであります。其の他十六歳未満の児童若くは女子に對して、危險なる作業或は毒薬、劇薬、有害瓦斯の取扱其他著るしき塵埃の場所に於ける業務を禁じて居るのであります。

次に児童虐待防止法に於きましては、十四歳未満の児童に對して虐待を受ける恐のある児童、或は現に虐待を受けつゝある児童例へば輕業等危險なる藝當をさゝれて居る者、或は乞食をさゝれ或は客の酒間を斡旋せしめられてゐる、藝妓、酌婦等を絶対に禁止し更に街路に於て歌謡、遊藝等をせしめられ或は戸別に物品を賣り歩かされて居る児童等に制限を設けて嚴重なる所の監督をなし、或は貢子殺し世間によくありまする繼母が繼子を虐待するが如きに對しても適當なる監督をなして之等の悲惨事を未然に防止せんとして居るのであります。

又文化の進展と共に増加致しまするのは不良少年であります少年の不良化は著るしい速度を以て善良なる少年を不良化しつゝあること即ち不良が傳染致しますること、更に少年時代に不良であつた者は大人となつて多く犯罪者となつて居る等と云ふことからして不良少年の問題は社會問題としても洵に重要な問題となりつゝあるのであります。然も之等少年の不良化の原因は先天的に悪い精神的、肉體的素質を以て生れて來ました者とか、又貧困なる家庭或は兩親に離れて育つて來た者とか家庭に於ける教育が悪かつた爲とか、或は目まぐるしいばかりの社會の複雜、此等の誘惑に克つてが出來なかつた者とかで、洵に其の少年自身の罪に歸するよりも寧ろ其の少年の兩親の罪、社會の罪に歸せねばならぬ様な場合が多いのでありますから此等の不良少年を導いて行きます爲には單に懲らしめるのみではいけないのであります。深い理解と同情を以て對してやらねばならぬのであります。少年法は十八歳未満の少年にして犯罪行爲をなし又はなす恐れる少年に對して之を教育教化して參ります法律でありまして、大人ならば犯罪行爲がありましたならば、夫々裁判を得て、刑罰を科せられるのでありますが、十八歳未満の少年が軽い犯罪を犯しました時は刑罰を科せられないのです。

ます。即ち大人と別なる特別の審判機關によつて特別に少年のみを取扱ふ審判官によつて證據方法をやかましく云はすに寧ろ少年の性格、境遇等に重きを置いて將來如何にしたならば善良なる者となるであらうかと云ふ様に處罰でなしに種々なる教育、教化の方法を探つて然も極秘密裡に之を行ひ少年が自暴自棄に陥ることを防止して將來立派に成功せしめんとする法律であります。

更に犯罪行為にまでは行きませぬが、不良行為をなす恐ある少年に對しましては少年教護法がありまして、溫い家庭愛に充ちたる少年教護院の施設更に院外に於ける少年教護委員等の輔導によつて此等少年を立派に導いて参るのであります。其他貧困なる兒童と母性の爲には、救護法がありまして十三歳未満の兒童並に一歳未満の子を哺育致して居る母に對して生活扶助、醫療、生業扶助等によつて保護致して居ることは、此等の法律を一貫したる精神によつて窺ふことが出来るのであります。

以上の如く我國に於きましては獨逸の如く兒童保護に關する一般的の法規はありませんが、個別的に又特殊の兒童並に母性保護に對しましては、身體的方面に於ける保護は素より更に、精神的方面に於きましても、充分なる指導を與へ、第二の中堅國民としての今日の兒童、更に其の母躰に對して、國家としての非常なる注意を致して居りますことは、此等の法律を一貫したる精神によつて窺ふことが出来るのであります。

次に母子保護法に就し申上げたいと存じますが、救護法に於きましては貧困なる母と子を保護することとなつて居りますが、今日の社會の實情は到底この法律のみによつては完全に母と子を保護することは出來なくなつて參りました。最近頻々として起ります所の親子心中は此の間の消息をよく物語つてゐるのであります。中央社會事業協會に於きまして調査致しました所によりますと、昭和二年から同十年迄の九ヶ年間に親子心中は千七百三十五件に及び内親は二千八名、更に其の内、母親は千三百六十八名でありまして、死の道伴れとなつたいたいけない子供は實に二千七百名に上つて居るのであります。親が可愛い我が子を殺して自分も死なねばならぬと云ふことは洵によくゝのことでありまして、人生これ程の悲惨な事が又とないのであります。而して其の大部分は生活難が原因であります。今日の様な時代に何一物もなく働く

くべき職業もない母親が誰に頼るべきものもなく然も子供を抱へて暮を立て、行かねばならぬと云ふことは此の上もない困難なことであります。終に所謂、脊に腹は變へられぬと言ふこととなつて人の物にでも手を觸れるとか、或は可愛い子供を捨兒するとか、賤業に身を落すとか或は終には思案にあまつて母子諸共に死んで了ふとか言ふ悲惨事が起つて來るのであります。此等の氣の毒な母も子も皆同じ同胞であり同じ赤子であります以上、國家としても見す／＼此の悲惨事を見逃して置くことは出來ぬのであります。死の道伴れとなつたいたいけない子供は實に二千七百名に上つて居るのであります。親が可愛い我が子を殺して自分も死なねばならぬと云ふことは洵によくゝのことでありまして、人生これ程の悲惨な事が又とないのであります。而して其の大部分は生活難が原因であります。今日の様な時代に何一物もなく働く

職工として細々ながらも生活を續けて居たが、不圖した病氣が原因で息子は死に後に残つた息子の妻と孫との三人で暮しを立てゝ居たが、これも仲々困難で終に嫁が萬引を働き刑務所に入れられてからは甥の家に厄介になること、なつたのであるけれども、この甥の家も職工で其の日暮、加ふるに四人の子供があつてろく／＼三度の食事も與へられぬ有様で毎朝残飯の少しで握り飯を造つてこの孫を作れて荒川の放水路の所へ行つて遊ばせ夕方になつては歸つて來ると言ふ沟に淋しい日が續いたのであります。が甥の内儀さんからは愈々厄介者扱ひにされ四人の子供からは孫がいちめられると言ふので、終に居たゝまらず或る日の事決心を致しまして例の如く放水路に孫を作れ出し終に此の世に於て苦しみを受けるよりはと淺墓にも孫を放水路の水門の中へ押しはめると共に自分も後を追つて飛び込まんとした時、さゝえられて終に殺人罪として此の裁判へ廻されたと言ふことが判つたのでありました。が前の大引の婦人を起訴致しましたる検事が再びその舅の公判に立會ひ此の奇しき縁と其の境遇に痛く同情致しまして二年間の求刑を致しましたるに對し執行猶豫の恩典を得たのであります。がその後三週間の後、孫の死んだと同じ場所で此の老人も身を投げて死んで了ひ情ある判決が却つて仇となつたのであります。廣い世の中にはかくれたるこんな悲惨なことが隨分多からうと存じますが此の法の實施によりまして尠くとも生活難から母子心中をした等と云ふ様なことを絶無にしたいものと存じます。本法によつて扶助を受けることの出來る者は十三歳以下の子を擁する母若くは祖母で貧困の爲生活することの出來ず又其の子を養育することの出來ぬ者に對して母子共に救ひの手が下されるのであります。而して此の場合其の母に配遇者のある場合はいけないのであります。而して其の配遇者も戸籍上の配遇者のみならず事實上の配遇者即ち内縁の夫がある場合にもいけないのであります。然し假令配遇者がありましても事實妻子を保護することの出來ぬ事情にある場合例へば配遇者が精神又は身體に障礙があつて勞働を行ふこが出來とね場合とか行衛不明の場合とか拘禁せられて居る場合とか、母子を遺棄した場合等には扶助をなし得られるのであります。

扶助の方法は日常生活に必要なる衣食住に對する生活扶助、子供の教育に必要なる費用又は生業扶助と申します。母に對して生業に必要なる器具、資料又は資金の貸與又は給與を致しまして獨立自營の途を得させんとするものであります。又母子が罹病致しましたる時は醫師の治療を受けしめ又此等保護を受けて居る者が死亡致しましたる時は埋葬の費用も補給せられるのであります。而して本法は母と子と一緒にして保護することを原則と致して居るのであります。即ち母をして其の子を立派に發育せしめる此の母としての崇高なる天賦の使命を完全に果せんとして居るのであります。原則として居宅に於て扶助致すのであります。が場合に依つては收容施設即ち母子ホームの様な施設に收容致しまして保護を與へるのであります。が全國に於て本法に該當する母又は祖母は三萬一千八百餘名、子又は孫は六萬三千六百餘名であります。而して本縣に於きましては母四百七十三名、子は一千五十三名であります。

以上大體現行法に於ける母子を護る法律の概要を申し上げたのであります。が此等の法律を通じて如何に國家が第二の國民の中堅をなす兒童更に其の母體に就て深い注意を廻らして居るかと云ふこと殊に最後の母子保護法の如きは母子を一體として保護し假令貧困なる母と難母としての崇高なる天賦の使命即ち子を母自身の手によつて養育せしめんとする母性意識を昂揚致しましたるものであります。而して單に之は本法の適要を受くる狹い範圍の母性に對してのみならず廣く一般社會に對して眞の母性意識を昂揚致したものとも云ふべきであります。特に今日の如き國家非常時に當りましては愈々次の時代の中堅たるべき兒童と其の母子養護の重要性を痛感するのであります。が何卒一般各位に於かれましても我々の殘した仕事を繼承せしむべき後繼者たる兒童の爲に深い理解をもたれまして此等の關係法規が圓滑に運用されます様何分の御援助の程を御願致しまして私の講演を終りたいと存じます。

## 母子保護法の説明



### 一、制定の理由

國家の將來を擔ふ者は兒童であり、兒童の健全なる發育は一に其の母の力に俟たねばならない。故に母たる者の子女教養の任務は誠に崇高にして重大なものと言はねばならない。而して母をして此の任務を完うせしむるのは、家計を維持し妻子扶養の地位に在る夫の責任であることは言ふ迄もないが、夫を失ひたる場合又は夫が傷病等の爲勞働不能に陥つた様な場合には、母は子女教養の任務に加へて、更に家計維持の任務をも負はねばならず、此の兩任務を兩つながら完うすることは容易の業ではない。我國社會の實情を見る時、斯る不幸な母子の貧窮に悩む者甚だ多く、生活の爲子女を犠牲にし或は子女教養に追はれて生活不能となり、終に悲惨な母子心中の如き結果を惹起する事例多きことは世人の良く識る所である。

故に斯る母子を保護すべき制度の必要なることは夙に識者の唱へた所であり、諸外國に於ては早くから種々な形に於て斯る貧困母子を保護する社會的立法が制定されてゐる。勿論政府に於ても早くから研究を重ね來り、昭和四年救護法制定に當つても其の中に母子保護の趣旨を探り入れ、貧困の爲生活することの出來ない十三歳以下の幼者を救濟し、又必要に應じては其の母をも併せて救護することになつたのであるが、勞働能力ある母を保護する場合は極めて制限せられ、幼者の哺育上必要な場合即ち子が一歳以下の場合に限定されてゐるので、遍く貧困な母をして安んじて子女教養の任を完うせしむるには足らない。

斯る事實に鑑みる時、救護法に對する特別法制として、貧困母子を一體として保護する母子保護法を制定し、夫を失へる母をして其の本分を完うせしむると共に、國家の將來を擔ふ兒童の健全なる發育を圖ることは正に刻下の急務なのである。

## 二、法律の内容

### (一) 扶助を受くる者

#### 一、扶助を受くる者の資格要件(第一條)

本法に依り扶助を受くる者の資格要件としては、左の三事項を具備することが必要である。

##### (イ) 十三歳以下の子を擁する母なること

本法は其の目的とする所が、母をして其の本來の任務である子女養育の大任を完うせしめ様とするものであるから、先づ本法に依り扶助を受くる者を「母」に限定し、次に我國の家庭生活の實際上、祖母が母に代りて孫を養育する場合が多いのに鑑みて、「孫ヲ擁スル祖母」を加へ、我國家族制度の美點を出さんとした。勿論「母ト看做サレル祖母」は命令に依つて規定せられるのであつて、其の範圍は母に準じて適當に限定せられる筈である。(第二條)

子の年齢を「十三歳以下」と定めたのは、救護法との均衡を考慮したものであり、大體十三歳位迄は兒童の身心の發育上から見ても、之を扶助する必要ありとしたのである。

「子ヲ擁スル」とは「子供をかゝへる」との意である。即ち母が子と同一の家庭に於て、其の膝下で子を養育する場合を指してゐるもので、里子に出してゐる如く母が子と起居を共にしてゐない場合は含まない。

(ロ) 貧困の爲生活すること能はず又其の子を養育することは能ざること

本法は固より生活し得る者を扶助せんとするのではない。救護法同様所謂救貧法制の系統に屬するものであり、「貧困ノ爲」を其の重大要件としてゐるのである。茲に貧困と謂ふは、社會通念上必要と認めらるゝ生活資料の不足してゐる状態を指すのであつて、其の爲母が最少限度と認むべき生活を維持することが出来ず、又は子の生活及教育に必要な扶養を爲すことが出来ない場合が要件となつてゐるのである。而して貧困なりや否やの認定は、現代の社會に於ては、消費經濟が多く個人を單位とせず家族又は世帯を單位として行はれてゐるから、通常家族又は世帯に於ける經濟状態を以て考察すべきものである。

(ハ) 母の配偶者なきか、又は配偶者あるも無きに準すべき状態にあること

本法制定の理由は、子女を擁する母が其の家計維持者である夫を失つた場合に、母の本來の任務であり天職とも謂ふべき子女教養の責務を完うせしめんとするものであるから、母に労働能力ある夫——内縁關係の夫も含む——ある場合は、本法は適用する限りではない。即ち夫は其の労働能力を失はない限り、家庭に在つては妻子扶養の責任を有するものであり、其の責任を尊重するのは我國家族制度の本旨に適ふ所以であるから、本法に於ては、寡婦又は之に準する場合即ち母の配偶者が、(一) 精神又は身體の障礙に因り労務を行ふこと能はざるとき(二) 行方不明なるとき(三) 法令に因り拘禁せられたるとき(四) 母子を遺棄したるときの場合は、扶助を爲さない建前を探つてゐるのである、従つて夫が失業してゐる様な場合は、夫は未だ労働能力ありとして扶助しないのである。

二、扶助を受くる者の缺格條項(第三條)

本法に於ては、十三歳以下の子を擁して貧困の爲生活することが出来ず又は子を養育することの出来ない母は、原則的には扶助を受けるのであるが、子女の養育を完うせしむるといふ本法の目的よりして、母親が「性行其ノ他ノ事由ニ因リ子ヲ養育スルニ適セザルトキ」は扶助を爲さないのである。之は本法全體を通ずる目的即ち其の道徳的意義に著眼すれば當然の制限である。而して此の認定は市町村長が爲すのであるが、認定に際しては十分に注意して、實際其の局

に當つてゐる方面委員等の意見を参考にすべきものである。

三、扶助を受くる者と扶養義務者との關係(第四條)

家族制度を以て社會生活の根底と爲す我國に在つては、國家的扶助の制度を樹つるに方りては、扶助と扶養義務との關係は慎重な考慮を拂ふべきものである。民法が人倫の情義・道徳の觀念を基礎として家族制度上認めた扶養義務を度外視して、國家的義務として扶助を行ふことは、我國古來の醇風美俗を傷ける惧があるから、本法に於ては、扶養義務に關する民法の家族制度上の美風は之を尊重し、扶助を受くべき母子に夫々扶養義務者あり而して其の者が扶養能力あるときは、其の扶養義務者をして扶助を爲さしめ本法では扶助しないのである。然し乍ら扶助を要する事情が切迫して捨て置き難き場合、例へば扶養義務者は有るも其の者が遠隔の地に在つて、直ちに扶助を開始することが出来ず而も其の必要急なるが如き「急迫ノ事情アル場合」は、扶養義務を顧慮する違がないから、國家が臨機に扶養義務者に代つて扶助を爲すのである。

四、扶助を受くる者に對する注意及制裁

本法に於ては、前述の資格要件を具備する者ある時は、市町村長が扶助を行ふのであるが、少くとも國家が一定の目的的下に義務的扶助をなす爲には、其の目的に適合する様な處置を執る必要があり、又場合に依つては扶助を爲すことが却て本法の趣旨に反することも有り得るのであつて、斯る場合には扶助の拒否又は取消を爲し、又は一定の制裁を加へる必要があるのである。

(イ) 注 意(第七條)

本法は扶助を受くる母親に對して、市町村長が「其ノ子ノ養育上必要ナル注意」を與へる權能を規定し、本法の大目的たる子女養育に對する萬全策を探つてゐる。茲に謂ふ「注意」とは市町村長が子女の養育上必要なりと認めた事項を注意することで、強制的な性質を有するものではない。即ち母は市町村長が與へた注意に從ふべき法律上の義務

は負はないが、此の注意を遵守しない時には、第十條に規定するが如く、市町村長は扶助を爲さざることを得る效果を生ずるのである。

(ロ) 制裁(第十條・第十四條)

一、扶助を受くる母が、(イ)本法に基きて發する命令の規定に依る處分に従はざるとき(ロ)故なく扶助に關する調査を拒みたるとき(ハ)第七條の規定に依る市町村長の注意に従はざるときは、扶助を爲しても結局本制度の期待する效果は生じ難いのであるから、斯る場合は市町村長は初めから扶助を爲さず、又は一旦開始した扶助の取消を爲し得ることとしたのである。

二、本法所定の條件に適合せざるに拘らず扶助を受け、又は受けしむる爲に欺罔手段を弄する様な場合は、世上往々に考へ得る。斯る弊害を未然に防止する爲に、本法は方面委員令に依る方面委員をして、扶助すべき母子の調査に當らしむることとしてゐるが、多數の扶助事務を取扱ふ市町村長は、中には不正手段に欺罔せられて誤った扶助を行ふ場合も生ずる。斯る場合には之を取消し、或は既に與へた扶助に付其の費用を返還すべきも、之等のことのみでは足りないが故に、「詐偽其ノ他不正ノ手段ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者」に對しては、「三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金」を課し、以て扶助事務の適正なる運用を期すると共に、一般刑法の詐欺罪に依る刑の輕減を計らんとしたのである。

(二) 扶助機關(第五條)

一、扶助の執行機關

元來救護法に於ては、救護機關として「被救護者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ現在地ノ市町村長」と定められてゐるが、本法は母親をして其の子を自己の膝下で養育さす趣旨なるに鑑み、一定

の居住を有しない母には本法の期待する子女の養育は望み得ないので、居住地ある母のみを扶助することとし、「母ノ居住地ノ市町村長」のみを扶助の執行機關とした。尤も其の居住地に於ける居住期間の長短は問はないから、一旦母の居住さへ定まれば直ちに扶助は開始し得るのである。

二、扶助の補助機關

從來各種社會事業の運用上、補助機關としての機能を最も能率的に果して來たものは、各地に任意的に發達して來た方面委員制度であつて、方面委員は日常貧困者に接して其の生活の各方面に亘つて救濟指導を爲し、相當な成績を擧げて來て今日では救貧防貧事業遂行上不可缺の存在となつてゐる。殊に昭和十一年十一月方面委員令が制定せられてからは、方面委員は法制上の基礎を持つ様になつたので、救護法に於ても今回從來の委員に關する規定を改正して、法制上當然に方面委員を以て市町村長の救護事務の補助機關とした。本法に於ても同様に、方面委員をして市町村長の行ふ母子保護事務を補助さすこととしたのである。

(三) 扶助の種類及方法

一、扶助の種類(第六條)

扶助の種類として本法は左の四つを認めたが、助産を認めてゐない。之は本法に於ては其の必要も少く、若し必要あらば救護法に於て救濟し得るからである。

(イ) 生活扶助

母の生活に必要な資料又は之に要する費用を補給することである。其の補給方法は金錢又は物品の給與に依るのであり、其の限度は命令で定められる筈である。

(ロ) 養育扶助

子の養育に必要な費用、即ち子の生活費教育費等、一切の子の日常生活の費用を補給することであり、其の方法も前同様金錢又は物品の給與に依り行ふのである。

#### (八) 生業扶助

母に其の家計を助くる生業を得しめる爲に行ふ扶助である。其の方法は生業に必要な器具、資料又は資金の貸與又は給與に依るのであり、其の範囲も亦扶助を受くる者の自營の途を講するに必要な範囲に止めるのである。

#### (九) 醫療

母又は子の疾病傷痍を治癒さす爲の扶助であり、之は醫師をして診察處置投薬等を行はしめるもので、原則として母の居宅に於て行ひ、必要あれば入院も許すのである。

#### 一、扶助の方法(第六條)

扶助の方法としては、收容・居宅の二方法があるが、本法に於ては扶助は原則として母の居宅に於て之を行ふこととした。蓋し本法の目的たる子女の完全な養育は、居宅に非ざれば達し難しと認めたからであつて、唯入院等の如く必要ある場合に限り、例外的に「居宅以外ノ場所」に於ける扶助をも認めたのである。而して扶助を爲す以上、之に依つて少くとも母の生活及子の養育を完うせんとするのは勿論であるが、國家が義務として行ふ扶助には自ら限度がなくてはならない。必要以上の扶助を爲すことは本旨でないから、扶助は「母ノ生活及子ノ養育ニ必要ナル限度」に於て行ふことにし、其の範囲程度及方法等に關しては勅令を以て標準を定めることにしたのである。

#### 三、埋葬(第八條)

扶助を受けてゐる母又は子が死亡した場合、後に残つた子又は母が埋葬を行ふことが出来ないのは普通のことであるし、又其の親族等にしても貧困の爲埋葬費用を支出することの出來ない場合は極めて多い。故に斯る場合に在つては、扶助を爲した市町村長は扶助の延長として自ら埋葬を行ふか、又は埋葬を爲した者に對して埋葬費を給することにした

のである。而して其の費用支出の限度等に關しては、勅令に規定せられる筈である。

#### (四) 保護施設(第九條・第十三條)

救護法に於ては救護施設を認め、相當效果を擧げてゐるので、本法に在つても救護法の斯る施設に準じて、母子保護の施設を認め以て本制度運用の萬全を圖らんとしたのである。

「母及其ノ子ヲ保護スル爲必要ナル施設」とは、所謂母子ホームであつて、母子を居住せしめた上之を保護することを目的とした施設である。勿論此の種施設に附帶して授産・託児等の施設を爲すことが適切である。而して斯る保護施設の「設置管理廢止其ノ他施設ニ關シ必要ナル事項」は命令で規定される筈である。

本施設の設置主體に付ては、本法は別段何等の制限を設けなかつたが、「市町村及私人」が本施設を設置せんとする場合に於てのみ、地方長官の認可を受けしめた。蓋し此の種施設は多數の母子を收容するものであるから、十分監督を行ふ必要あるのみならず、本法に於ては種々の特典をも與へた故に、不當な目的から施設を設けんとする者、又は不完全な設備を爲さんとする者等を排除せんとしたのである。然らば如何なる特典が與へられるかと言へば、「市町村ノ設置シタル保護施設ノ費用」及「私人ノ設置シタル保護施設ノ設備ニ要スル費用」に對しては、國庫は「二分ノ一」、道府縣は「四分ノ一」の補助を爲し、又「主トシテ保護施設ノ用ニ供スル建物」及「其ノ建物ノ敷地其ノ他主トシテ保護施設ノ用ニ供スル土地」に對しては、公共團體は「租稅其ノ他ノ公課」を課し得ないことになつてゐるのである。斯る特典を有するが故に、此の種の保護施設が「本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ」は、地方長官は與へた認可を取消し得るのである。

#### (五) 費用の負擔關係(第十一條・第十二條)

母子保護に要する費用に關しては、本法は救護法の規定を準用してゐる。蓋し特別法とは謂へ本法も一つの救貧法制で

あるから、其の費用負擔の點に付ては、一般救貧法と同様にすべきものだからである。

即ち國庫は、扶助及埋葬に要する費用、方面委員が職務を行ふ爲必要な費用、保護施設の費用に付ては、道府縣及市に對しては其の二分の一、町村に對しては其の十二分の七を補助し道府縣は前述の費用に付ては、市町村に對して其の四分の一を補助することになつて居るのである。

右の如き本法施行上の費用負擔に關しては、全額國庫負擔にすべしとの議論もあるが、凡そ扶助救濟の如きは隣保相扶の情誼を中心とすべきものであり、且又濫救を防止すると云ふ建前からも、本法に於て實際上の扶助機關を市町村長にすると共に其の費用の一部負擔を地方團體に課した次第である。

### 三、保護を受くべき母子の數並に保護費

本法の施行に伴ひ保護を受くべき母の數は（祖母を含む）三一、八四一人、子（孫を含む）六三、六八二人、合計九五、五二三人に上ると推算せられ、之に要する事業費年總額は四、七三四、六三四圓にして、之に伴ふ國庫補助豫算年總額は二、五九二、七〇〇圓に上る。

## 母子保護法

第一條 十三歳以下ノ子ヲ擁スル母貧困ノ爲生活スルコト能ハズ又ハ其ノ子ヲ養育スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス  
但シ母ニ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
母ニ配偶者アル場合ト雖モ其ノ者ガ左ノ各號ノ一一該當スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ母ハ配偶者ナキモノト看做ス  
一 精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フコト能ハザルトキ  
二 行方不明ナルトキ  
三 法令ニ因リ拘禁セラレタルトキ  
四 母子ヲ遺棄シタルトキ  
第二條 本法ノ適用ニ付テハ十三歳以下ノ孫ヲ擁スル祖母ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス  
第六條 扶助ノ種類ハ生活扶助、養育扶助、生業扶助及醫療トス  
扶助ハ母ノ生活及子ノ養育ニ必要ナル限度ニ於テ之ヲ行フ  
扶助ハ母ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ但シ市町村長必要アリト認ムルトキハ居宅以外ノ場所ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得  
第三條 第一條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クベキ場合ト雖モ母ガ性行其ノ他ノ事由ニ因リ子ヲ養育スルニ適セザルトキハ之ヲ扶助セズ  
第四條 第一條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クベキ場合ト雖モ母ノ扶養義務者其ノ子ノ扶養ヲ爲メコトヲ得ルトキハ之ヲ扶助セズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ  
第五條 扶助ハ母ノ居住地ノ市町村長ノヲ行フ  
方面委員令ニ依ル方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス  
第六條 扶助ヲ受クル母及其ノ子ヲ保護スル爲必要ナル施設ノ設置、管理、廢止其ノ他施設ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第七條 市町村長ハ扶助ヲ受クル母又ハ其ノ子死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得  
第八條 扶助ヲ受クル母又ハ其ノ子死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得  
第九條 扶助ヲ受クル母及其ノ子ヲ保護スル爲必要ナル施設ノ設置、管理、廢止其ノ他施設ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十條 市町村又ハ私人前項ノ施設ヲ設ケントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ク

ベシ

第十條 扶助ヲ受クル母左ニ掲タル事  
由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ  
扶助ヲ爲サザルコトヲ得

一 本法ニ基キテ發スル命令ノ規定  
ニ依ル處分ニ從ハザルトキ

二 故ナク扶助ニ關スル調査ヲ拒ミ  
タルトキ

三 第七條ノ規定ニ依ル市町村長ノ  
注意ニ從ハザルトキ

第十一條 救護法第十八條、第十九條  
及第二十一條乃至第二十五條ノ規定  
ハ扶助及埋葬ニ要スル費用、第五條  
ノ規定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ  
爲必要ナル費用並ニ第九條ノ施設ノ  
費用ニ之ヲ準用ス

第十二條 救護法第二十六條乃至第二  
十七條ノ二ノ規定ハ扶助及埋  
葬ニ要スル費用ニ之ヲ準用ス但シ救  
護ヲ受クル者トアルハ扶助ヲ受クル  
母又ハ其ノ子トシ救護ヲ受ケタル者  
費用ニ之ヲ準用ス

## 母子保護法施行令

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定  
ム

第一條 母子保護法第二條ノ規定ニ依  
リ十三歳以下ノ子ヲ擁スル母ト看做

トアルハ扶助ヲ受ケタル母又ハ其ノ  
子トシ其ノ費用トアルハ其ノ者ノ爲  
ニ要シタル費用トス

第十三條 救護法第三十條及第三十一  
條ノ規定ハ第九條ノ施設ニ之ヲ準用  
ス

第十四條 詐偽其ノ他不正ノ手段ニ依  
リ扶助ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ  
三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金  
ニ處ス

第十五條 町村制ヲ施行セザル地ニ於  
テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村  
ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル  
規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ  
適用ス

### 附 則

スペキ祖母ハ十三歳以下ノ孫ノ父、  
母、母ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ  
事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル  
者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及母ノ配偶  
者タリシ者在ラザル場合、同法第一  
條第二項第一號乃至第三號ノ一ニ該  
當スル場合、離婚其ノ孫ト世帯ヲ異ニス  
ル場合又ハ其ノ孫ヲ遺棄シタル場合  
ニ於ケル祖母トス

十三歳以下ノ孫ノ母ガ性行其ノ他ノ  
事由ニ因リ子ヲ養育スルニ適セザル  
トキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ母  
トラザルモノト看做ス

第二條 方面委員ハ扶助ニ關シ必要ナ  
ル調査ヲ爲ベシ

方面委員ハ扶助ヲ受クル者ニ付市町  
村長ニ其ノ状況ヲ通知シ且必要ナル  
扶助ノ種類、程度若ハ方法、扶助ノ  
廢止、停止若ハ變更又ハ子ノ養育上  
必要ナル注意ニ關シ意見ヲ具申スベ  
シ

第三條 生活扶助及養育扶助ハ金錢又  
ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第四條 生活扶助又ハ養育扶助ノ爲給  
與スル金錢又ハ物品ハ一月分以内ヲ  
限り之ヲ前渡スルコトヲ得

扶助ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ  
於テ扶助ヲ受クル母已ムヲ得ザル事

由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ  
費消シ又ハ喪失シ且返還ノ資力ナキ  
トキハ之ヲ返還セシメザルコトヲ得  
扶助ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ  
於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還  
セシムベキモノニ付テハ之ニ相當ス  
ル額ヲ後ニ給與スペキモノヨリ減ズ  
ルコトヲ得

第五條 生業扶助ハ母ノ生業ニ必要ナ  
ル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與  
ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授  
クルコトニ依リ之ヲ行フ

第六條 醫療ハ市町村長ノ指定シタル  
醫師又ハ歯科醫師ニ就キ之ヲ受ケシ  
ム醫師又ハ歯科醫師處方箋ヲ交付シ

タルトキハ市町村長ノ指定シタル薬  
剤師ニ就キ薬剤ヲ受ケシム  
急迫ノ事情アルトキハ前項ノ規定ニ  
拘ラズ市町村長ノ指定セザル醫師又  
ハ歯科醫師ニ就キ醫療ヲ受クルコト  
ヲ得

第七條 生活扶助ノ爲支出スル費用ノ  
限度ハ一日二十五錢以内ニ於テ、養  
育扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ子  
一人ニ付一日二十五錢以内ニ於テ地  
方長官之ヲ定ム但シ生活扶助及養育  
扶助ヲ合シテ一世帶ニ付一日一圓ヲ  
超ユルコトヲ得ズ

第八條 生業扶助ノ爲支出スル費用ノ  
限度ハ一人ニ付三十圓以内ニ於テ地  
方長官之ヲ定ム

第九條 醫療ノ爲支出スル費用ノ限度  
ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之  
ヲ定ム

第六條 第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ  
規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコ  
トヲ得

第十條 扶助ノ爲母又ハ其ノ子ノ移送  
ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ  
支出スルコトヲ得

第十一條 埋葬ノ爲支出スル費用ノ限  
度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定  
ム

第十二條 特別ノ必要アル場合ニ於テ  
ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ  
扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ子  
一人ニ付一日二十五錢以内ニ於テ地  
方長官之ヲ定ム但シ生活扶助及養育  
扶助ヲ合シテ一世帶ニ付一日一圓ヲ  
超ユルコトヲ得ズ

第十三條 救護法施行令第二十四條乃  
至第二十九條ノ規定ハ扶助及埋葬ニ  
要スル費用、母子保護法第五條ノ規  
定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ爲必  
要ナル費用並ニ同法第九條ノ施設ノ  
費用ニ之ヲ準用ス

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於  
テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村  
ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル  
規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ

適用ス

附 則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

**母子保護法施行規則**

第一條 母子保護法第九條ノ施設（以下母子保護施設ト稱ス）ノ設置認可申請書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱及位置
- 二 建物其ノ他ノ設備ノ規模、構造
- 三 事業經營ノ方法及收支豫算
- 四 事業開始ノ豫定日
- 五 設備ニ要スル經費
- 六 私人ニ在リテハ別ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ
- 一 設置者ノ履歴及資產狀況
- 二 法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附行為又ハ之ニ準ズベキ約款
- 第三條 母子保護施設ヲ設置シタル者其ノ事業ヲ開始シタルトキハ直ニ其

ノ旨地方長官ニ届出ヅベシ

第三條 母子保護施設ヲ設置シタル者其ノ管理規則ヲ設ケタルトキハ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第四條 母子保護施設ヲ設置シタル者之ヲ廢止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 廢止ノ事由

二 保護ヲ受クル者ニ對スル處置

三 財產ノ處分

第五條 地方長官ハ母子保護施設ニ付必要ナル報告ヲ徵シ又ハ設備、事業若ハ會計ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第六條 扶助ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ本人又ハ親族其ノ他ノ緣故者ヨリ之ヲ爲スベシ

一 扶助ヲ受クベキ者ノ氏名、生年月日

二 居住地及居住期間

三 扶助ヲ受クベキ事由

市町村長必要アリト認ムルトキハ前

項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ扶助ヲ行フベシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ扶助ヲ受クル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

一 居住地ニ異動アリタルトキ

二 世帯ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ資產若ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ

三 扶助ヲ受クベキ事由消滅シタルトキ

扶助ヲ受クル者死亡シタルトキハ同一世帯ニ在ル者ハ直ニ市町村長ニ届出ヅベシ

第八條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、歯科醫師又ハ薬剤師ニ就キ醫療ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徵シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第九條 母子保護法第八條第一項ノ規定ニ依ル埋葬費支給ノ申請書ニハ左記事項ヲ記載シ且埋葬費ノ額ヲ證ス

第六條 入院ノ場合ニ於テ生活扶助又ハ養育扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ

處置料 一人 一回 拾錢  
手術料 一人 一回 壹圓

醫療ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ區分ニ依ラザル場合ニ於テハ一人一日拾五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ市町村長ハ知事ノ認可ヲ受ケ共ノ都度之ヲ定ムルコトヲ得

第六條 入院ノ場合ニ於テ生活扶助又ハ養育扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ

限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 縣又ハ市町村ノ設置シタル病院

二 其ノ他ノ病院 產院一人一日四拾錢

- 第一條 市町村長ハ扶助ヲ受クル者ニ付別記様式第一號ニ依リ母子保護臺
- 本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 母子保護法施行細則
- 第一條 市町村長ハ扶助ヲ受クル者ニ

郡部	被救護者			處置料
	一 人 一 五 錢	二 十 錢	二 五 錢	
市部	一 五 錢	三 十 錢	四 十 錢	一 人 一 回 拾 錢
一 人 一 五 錢	二 十 錢	二 五 錢	三 十 錢	一 人 一 回 壹 圓
一 人 一 五 錢	二 十 錢	二 五 錢	三 十 錢	一 人 一 回 壹 圓

- 扶助ヲ受クル者ノ世帯ニ於テ收入アル場合ニ於テハ其ノ收入ノ額ハ前項ノ額ヨリ之ヲ控除スベシ
- 第五條 醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 一 藥治料 一人 一日 拾錢
- 第七條 入院ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支

出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコト

ヲ得ズ

一 縣又ハ市町村ノ設置シタル病院

産院一人一日拾五錢

二 其ノ他ノ病院 産院一人一日四

拾錢

前項ニ依リ難キモノニ付テハ市町村

長ハ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ都度之ヲ

定ムルコトヲ得

第八條 生業扶助ノ爲支出スル費用ハ

一人ニ付參拾圓以内トス

第九條 埋葬ノ爲支出スル費用ハ市部

七圓以内郡部五圓以内トス

第十條 母子保護施設ヲ設置シタル者

其ノ施設ノ利用ニ付使用料ヲ徵セン

トスルトキハ豫メ知事ノ許可ヲ受ク

ベシ

前項ノ許可ノ出願ニハ左ニ掲グル事

項ヲ記載スベシ

一 使用料徵收ノ程度及方法

二 収入豫算

三 収入ノ處分方法

價證券ノ賣却ハ公定價格ニ依ルベシ

第十五條 私人ノ設置スル母子保護施

設ニ關シ其ノ設置者ヨリ知事ニ提出

スル書類ハ其ノ所在地市町村長ヲ經

由スベシ

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(様式省略)

第十一條 市町村長ハ毎年度十月及四月ノ各十五日迄ニ其ノ前月迄ノ六月間ノ扶助狀況報告書ヲ別記様式第二號ニ依リ作成シ且ツ其ノ期間内ノ扶助概況ヲ具シ知事ニ報告スベシ

第十二條 市町村長ハ扶助ニ要スル費用方縣ノ負擔ニ屬スベキ者ノ扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ母子保護臺帳ノ賛本ヲ添付シ遲滞ナク其ノ旨知事ニ報告スベシ

市町村長前項ノ扶助ノ廢止、停止又ハ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨知事ニ報告スベシ



第十三條 市町村長縣ノ負擔スル費用ノ繰替支辨ヲ爲シタルトキハ毎年度四月及十月ノ各十五日迄ニ別記様式第三號ニ依ル計算書及支出ニ關スル證憑書類ヲ添付シ知事ニ辨償ヲ請求スベシ

第十四條 市町村長遺留物品ヲ競争入札ニ付セズシテ賣却セントスルトキハ二人以上ヨリ見積書ヲ徵スベシ有

昭和十三年一月廿五日印刷 定價一部五錢

昭和十三年二月十日發行

長崎市訪貳町五三番地

編輯人 甲 能 新

兼發行人

印刷人 原田慎一郎  
長崎市銅座町一〇

印刷所 原田印刷所  
長崎市銅座町一〇

發行所 長崎縣廳社會課內  
財團 法人 長崎縣社會事業協會  
振替口座鶴岡一六三一八

終

